

憲法は生きているか？

—日本国憲法施行70年記念連続講座—

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <http://www.kanaben.or.jp/>

第3回 憲法9条と改憲問題 ～自衛隊条項、緊急事態条項とは何なのか～

9月29日、横浜市開港記念会館において、当会主催、日弁連・関弁連共催による、日本国憲法施行70年記念連続講座「憲法は生きているか？」の第3回が開催された。名古屋大学大学院法学研究科の愛敬浩二教授による、憲法9条と改憲問題、特に、自衛隊条項と緊急事態条項についての講演があった。市民の関心は高く、約200名の参加があった。

糸井淳一当会副会長は、冒頭の挨拶で、自衛隊を憲法上明記する意図、明記されることによる変化、そして、緊急事態条項の必要性、意図、緊急事態条項が明記されることによる変化について、約200名の参加があった。

講演をする愛敬教授

述べて。その上で、憲法9条2項の従来の政府解釈を変更し集团的自衛権行使を容認した現状の政府解釈の内容が曖昧である以上、自衛隊を明記すれば、国家権力を縛ることができなくなってしまうと、「加憲」論の危険性を指摘した。

緊急事態条項については、憲法に書き込む必要性がない上、独裁を招き、人権が侵害される危険性があると述べた。具体的には、災害対策基本法等で十分対処できることや、太平洋戦争中の日本においてすら選挙を行っていたことから、日本全国で一斉に選挙ができなくなる可能性がほぼ皆無であることを述べ、衆議院議員の任期の延長を含めた緊急事態条項を憲法上創設する必要性はないと論じた。

また、ナチスを理論的に支えたカール・シュミットに触れつつ、第二次世界大戦後のドイツでは、緊急事態条項から主権独裁を招いたナチスの歴史の反省に基づき権力濫用を防ぐことに注力していることを紹介し、緊

情報公開と公文書管理

第60回人権擁護大会 プレシンポジウム企画

9月15日、横浜市開港記念会館において、「情報公開と公文書管理」というテーマで、第60回日弁連人権擁護大会プレシンポジウムが開催された。県や市で情報公開審査会等に携わっている職員や、委員を務めている弁護士、情報公開に関心を持っている市民など50名近くが来場し、会場はほぼ満員となった。

本シンポジウムは、森田明会員による報告と早川和宏教授（東洋大学法学部法律学科）による基調講演という2部構成で行われた。

【報告】

森田会員から、県内の情報公開審査会等の答申から見た公文書管理の問題点について、30の答申をピックアップした資料を基に報告があった。

また、公文書

講演をする早川教授

急事態条項が独裁を招き、人権が侵害される危険性を説いた。

閉会の挨拶で、石黒康仁会員（憲法問題対策本部本部長代行）は、集团的自衛権の行使を容認する解釈改憲を前提とする

安保法制に反対している当会としても、愛敬教授の指摘する自衛隊明記論や緊急事態条項の危険性を踏まえながら、憲法問題に取り組んでいきたいと述べた。

自衛隊明記論と緊急事

管理について考えるときには、これまでどういう問題があったかを踏まえるべきであると指摘した。

【基調講演】

報告に引き続き、早川教授から、「公文書管理制度のあり方」公文書管理法を超えて」と題した基調講演が行われた。

昨今、豊洲市場や森友学園、PKO日報など公文書管理のあり方が問題とされた事例があったが、公文書管理法が作られたきっかけは「消えた年金問題」であり、同様の問題が繰り返されている。

公文書管理法は、行政に様々な義務を課すものであるが、行政が義務に違反したときの規定はないため、抜け道を小さくすることが必要である。公文書は、公用物であるとともに、情報公開制度・個人情報保護制度の導入によって、国民・住民等の利用に供されるもの、すなわち公共用物に

態条項の創設は、必要性も許容性もなく、立憲主義を否定し人権侵害をもたらすものであることについて、大変理解が深まった有意義な講演会であった。

（会員 山口 毅大）

2時間という限られた時間ではあったが、公文書管理の必要性和難しさを改めて実感することができたシンポジウムであった。

（情報問題対策委員会 副委員長 松田 道佐）

日本国憲法施行70年記念連続講座 第4回
「なぜ24条が狙われるのか」両性の本質的平等と9条との密接な関係について」
日時…平成29年11月28日（火）18時30分から
場所…神奈川県弁護士会館 5階



神奈川県のアウトラインと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

山ゆり

非常に楽しみにしていた今年の夏休み旅行がハリケーンによる空港閉鎖により中止となってしまった。現地では大きな被害が生じており天災なので仕方がないと思いつつも、仕事を調整し数か月前から食事やアトラクション予約のためのアカウントを作成して旅行期間のスケジュールを考えながら準備をしてきたことが走馬灯のように過り、大きなショックを受けた▼電子渡航認証システム（ESTA）の有効期間が取得より2年というところであるので、来年に向けて念入りに準備をし今年よりも充実した旅行にすると決意し気持ちを切り替えたが、なかなかすつきりとはいかないものである▼複数の業務を掛け持つ弁護士業務において、ある特定の業務の不測の事態が他の業務に影響を与えないよう気持ちを切り替えることは常に意識をしているが、なかなか難しいものである▼どれだけの場数を踏めばうまく気持ちの切り替えができるようになるのか、機会があれば飲みながらでも皆さまの気持ちの切り替え方法をお聞きしてみたい。

（田丸 明子）

研修会「長崎定着における 入口支援の実践と 司法と福祉の連携」

罪に問われた障害者を 支える仕組みづくりを

9月15日、当会会館にて標記研修会が開催された。平成16年に、元国會議員の山本讓司氏が著書

障害者支援の秘訣は「少し愛して、長〜く愛して。」

（いわゆる

取組を行う上で大切に

（会員 橋本 尚子）

中小企業 シンポジウム

事業承継、会社よ永遠なれ！

円満な事業承継のために

9月11日、神奈川県中小企業センタービルにおいて、当会・日弁連主催の事業承継に関するシンポジウムが開催された。65名の参加を得て盛況であった。

つた。

講演を行う杉浦会員

延命政之当会会長の挨拶に続いて、神奈川県、横浜市の各担当者より施策の説明があり、神奈川県事業引継ぎ支援センターより神奈川県事業承継ネットワークの促進等についての紹介があった。本編では、まず、独立行政法人中小企業基盤整備機構関東本部のチーフ事業承継コーディネーター小松久男氏より、「会社を未来につなげる10年先の会社を考えよう、事業承継に向けた準備」と題する講演が行われた。

小松氏からは、県内企業の事業承継への対応状況や、事業承継への対応が先送りにされがちであること等の説明がなされた。その上で、事業承継に取り組む前段階としての会社の経営状態の見直し、すなわち「磨き上げ」の重要性、その実行方法等についての説明があった。

（会員 島津 圭吾）

承継の前後にトラブルが生じやすい背景として、財産に加え経営責任の承継も伴うこと等の指摘があった。その上で、株式や経営者保証をめぐって起こりやすいトラブルについて、事例をもとにした紹介がなされた。株式をめぐるトラブルを予防するため、例えば同族会社では家族間の協議を経て、後継者に時間をかけて株式を集中させること、経営者保証については、弁護士との関与によりこれを外す方法もあること等が説明された。

暴力団ゼロの県を目指して 神奈川県暴力追放県民大会

9月5日、神奈川県立音楽堂で、（公財）神奈川県暴力追放推進センター主催の第26回神奈川県暴力追放県民大会が開催された。暴力団排除の基本理念を県民が共有し、より明るく住みよい社会を目指すことを目的としたものである。

迫真の演技をみせる齋藤毅会員（一番左）

は、主催者挨拶、表彰、大会宣言等が行われた。

（会員 小澤 敦史）

横浜国立大学共催研修会

（今年度第1回）

原賃貸借の終了の転借人への対抗

原賃貸人Aの承諾ある建物転賃借において、賃借人Bの更新拒絶により原賃貸借契約（AB契約）が終了した場合に、Aはこれを転借人Cに対抗し得るか。

さて、上記事例に関し、最高裁は、サブリースの事実関係を前提に、AはAB契約の期間満了による終了をCに対抗できないと判示した（最判平

講師の宮澤俊昭教授

宮澤教授はこの事例を起点に、「ではサブリースと云えない事案で

（会員 大崎 徹）

関弁連シンポジウム

将来の災害に備える 平時の災害対策の重要性

9月29日、静岡県沼津市において関弁連定期弁護士大会が開催され、その先立ち、「将来の災害に備える平時の災害対策の重要性」と題したシンポジウムが行われた。

パネルディスカッションの様子

シンポジウムでは、まず室崎益輝教授（兵庫県立大学減災復興政策研究科科長）による基調講演、次にシンポジウム委員会

の活動報告、最後に室崎教授及び岩田孝仁教授（静岡大学防災総合センター）、小村隆史准教授（常葉大学社会環境学部社会環境学科）、津久井進弁護士（日弁連災害復興支援委員会委員長）らによるパネルディスカッションが行われた。

室崎教授の講演では、大規模災害の教訓としての減災という考え方や被害の軽減を図るための法制（憲法の理念に即しているか）、また、メディア、研究者、現場ボランティア及び専門士業が正四面体のように協力する未来型の防災協力等が熱く語られた。

パネルディスカッションでは、研究者・行政・法曹における減災・防災の第一人者である各パネ

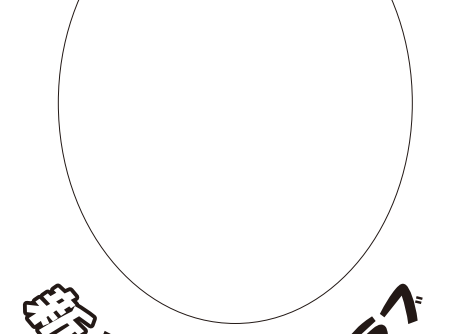
リストが、平時の災害対策の重要性についてまとめたシンポジウム報告書の内容（行政との連携、士業との連携、各種ボランティア団体との連携、企業等との連携、自治会・町内会との連携）を題材として、充実した意見交換を行った。

シンポジウムには、弁護士、行政、ボランティア団体等から約700名（うち一般市民約100名）が参加し、静岡県において災害対策に対する意識が高いことをうかがわれた。

弁護士、弁護士会が将来の災害に備えて平時から取り組むべき多くの課題があることを知る良い機会となった。

（会員 服部 政克）

本当に「身近な司法」に 本当は「身近な司法」に



皆さん記者クラブ

「お国のために我慢しろ」という判決。戦時中と変わらない。厚木基地周辺の住民約六千人が、騒音の主因の米軍機の飛行差し止めなどを求めて八月に起こした「第五次厚木基地訴訟」。提訴前、最年長原告の一人に話を聞いた。昔の裁判長の話をするときは楽しそうだが、しゃべり口は静かで穏やか。賠償は勝ち取ってきたが、悲願の飛行差し止めが認められないことへの悔しさが伝わってきた。

昨年十二月に最高裁判決のあった第四次訴訟の判決で、最高裁は、一、二審に続き、米軍機の飛行差し止めを認めなかった。さらに、一、二審が認めた自衛隊機の深夜・早

かった。「お国のために我慢しろ」という感想を抱くのは

聞くと、どうしても堅苦しい、自分とは縁遠い場所という印

朝の飛行差し止めさえも「高度の公共性」を理由に認めな

もつともだ。基地訴訟に限らず、裁判と

象を持たれがち。記事も漢字や専門用語がずらりと並ぶ。しかし、多くの裁判の原点にあるのは普通に暮らしたかったという願い。もしかしたら自分も同じ困難に直面していたかもしれないと思いながら取材することも多い。

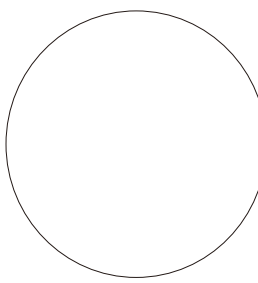
かつて司法制度改革をめぐる議論で「身近な司法」という言葉がよく使われた。「利用しやすい司法」という意味だったかもしれないが、私はこう思っている。「本当に困った人に手を差し伸べる司法」。現実には厳しいが、そういう「本当に身近な司法」の姿を伝えていきたい。

（東京新聞横浜支局 加藤 益文）

常議員会、それは弁護士会の ことが良く分かるところ

常議員会 の い ま

会員 中澤 陽子（新60期）



常議員会に参加してみて、こうやって弁護士会が動いているのかということが良く分かりました。弁護士会の予算の説明等は、その典型例です。例えば、本部の会館敷地を、どこから、いくらで借りているのかなんて、今まで意識することがなかったのですが、常議員会では、資料の歴史の説明があったり、なぜ弁護士会が裁判所の隣にあるのか、などの説明がありました。このような話を通して、毎月高いなど思いながら支払っている弁護士会費の使われ方を実感しました。

また、特に常議員会で議論になるのが、会長声明を出すかどうかについてです。会長声明を出す時には、その担当委員会の委員が、会長声明の内容と必要性について説明し、常議員会においてその会長声明を出すべきなのか否かを議論します。弁護士会という団体として

あったり、なぜ弁護士会が裁判所の隣にあるのか、などの説明がありました。このような話を通して、毎月高いなど思いながら支払っている弁護士会費の使われ方を実感しました。

また、特に常議員会で議論になるのが、会長声明を出すかどうかについてです。会長声明を出す時には、その担当委員会の委員が、会長声明の内容と必要性について説明し、常議員会においてその会長声明を出すべきなのか否かを議論します。弁護士会という団体として

折り返し地点に立って

理事者室 だより

副会長 河合 秀樹

理事者となって、本原稿作成時で6か月、まさに半分経過したことになる。実感としては、やっと半分であり、まだ半分も残っているというところである。

この前半の半年間で、いろいろな体験をさせてもらったが、何より驚いたのは、出かけることが多いこと、その都度酒を飲む機会がべらぼうに多いのである。

私も、酒は強くないものの嫌いではないのであるが、こんなに毎日のように酒を飲むことは、これまでになかったように思う。だからといって、

理事者となつて、本原稿作成時で6か月、まさに半分経過したことになる。実感としては、やっと半分であり、まだ半分も残っているというところである。

この前半の半年間で、いろいろな体験をさせてもらったが、何より驚いたのは、出かけることが多いこと、その都度酒を飲む機会がべらぼうに多いのである。

私も、酒は強くないものの嫌いではないのであるが、こんなに毎日のように酒を飲むことは、これまでになかったように思う。だからといって、

理事者となつて、本原稿作成時で6か月、まさに半分経過したことになる。実感としては、やっと半分であり、まだ半分も残っているというところである。

この前半の半年間で、いろいろな体験をさせてもらったが、何より驚いたのは、出かけることが多いこと、その都度酒を飲む機会がべらぼうに多いのである。

私も、酒は強くないものの嫌いではないのであるが、こんなに毎日のように酒を飲むことは、これまでになかったように思う。だからといって、



ツアーの看板

9月15日、人権擁護委員憲法・基地部会の学習会として、横須賀軍港めぐりツアーを行った。このツアーに先立つ7月14日、長年、原子力空母の横須賀母港問題に取

り組んでいる呉東正彦委員を講師として、横須賀基地の法的な問題点を学んだ上で、準備万端での日を迎えた。ツアー当日は、第一部として、新倉裕史氏(非

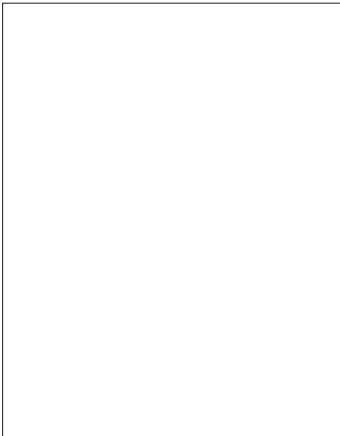
横須賀軍港めぐりツアー

基地の現状を学ぶ

核市民宣言運動・ヨコス力、ヨコス力平和船団)から横須賀基地の現状と題した講義を受けた。前進配備の負担が大きい故に、イージス艦フィッツジェラルドの衝突事故等が起きている可能性があること、国会の承認も要らない自衛隊法95条の2による米艦防護が、フリーハンドで危険な行為を自衛隊に行わせかねないことなどについて話があった。

何より印象的だったのは、新倉氏らは、実際に基地を排除するのではなく、市民に受け入れられる形で、基地が出て行っても問題がない状況を作ろう、そして、「たとえ何十年後になったとしても基地のない町作りをしていこう」という活動姿勢を持っている点だ。

講義の後、新倉氏と弁護士7名の計8名で、実際に軍港めぐりツアーの船に乗った。軍港めぐりツアーは、民間の企業が軍港を見せるためのクルージングを行っているも



講義をする新倉氏



笹子先生の指導の下、頭をひねる会員ら

成果を試す機会

まだ初心者のため、大会が近くなれば、大会に向けた練習になるように、シチュエーションを設定しながら指導していただいています。日頃の練習の成果を試す機会

大関 亮子
新倉 武
田丸 明子
大崎 徹
古西 達夫
吉田 正穂
濱崎 亮

高度成長期に、紳士・淑女のたしなみとして、囲碁・ゴルフ・小唄がもてはやされ、それらを総称して、「三ゴ」と呼ばれていたのをご存知でしょうか。そんな歴史があるためか、経営者の方々にも囲碁は人気ようです。最近、藤井聡太四段の活躍で、将棋ブームが来ているため、その影に隠れ気味の囲碁ですが、大変深く面白いためです。

当会囲碁倶楽部は、囲碁好きの有志で運営して

まだ初心者のため、大会が近くなれば、大会に向けた練習になるように、シチュエーションを設定しながら指導していただいています。日頃の練習の成果を試す機会

大関 亮子
新倉 武
田丸 明子
大崎 徹
古西 達夫
吉田 正穂
濱崎 亮

高度成長期に、紳士・淑女のたしなみとして、囲碁・ゴルフ・小唄がもてはやされ、それらを総称して、「三ゴ」と呼ばれていたのをご存知でしょうか。そんな歴史があるためか、経営者の方々にも囲碁は人気ようです。最近、藤井聡太四段の活躍で、将棋ブームが来ているため、その影に隠れ気味の囲碁ですが、大変深く面白いためです。

当会囲碁倶楽部は、囲碁好きの有志で運営して

まだ初心者のため、大会が近くなれば、大会に向けた練習になるように、シチュエーションを設定しながら指導していただいています。日頃の練習の成果を試す機会

大関 亮子
新倉 武
田丸 明子
大崎 徹
古西 達夫
吉田 正穂
濱崎 亮

情報セキュリティを考える

はじめましょう

その7

メーリングリストのセキュリティ

～投稿するとき～

前回は、メーリングリストの開設について書きましたが、今回は、メーリングリストへの投稿について書きたいと思います。一般的には、メーリングリストを開設する機会よりも、既に存在しているメーリングリストに投稿する機会の方が多いと思われるので、今回の記事の方がより身近な内容かもしれません。

まず、投稿するときには、宛先(メールアドレス)がメーリングリストであることを確認してください。つまり、送信先の確認です。

次に、情報の漏洩防止の点から、①投稿する情報は参加メンバーが共有

実際に誤送信してしまった場合には、すぐに削除の依頼を投稿してください。ちなみに、当会が管理しているメーリングリストでは、誤送信したメールを過去ログから削除するよう事務局に申請できます。

以上のうち、送信先の確認、パスワードの設定、メールソフトの誤送信防止機能については、一般にメールを送信する場合の注意点でもありますので、これらについて解説した当新聞5月号の本連載の記事もぜひ参照してください。

最後に注意喚起を1つ。誤ってメーリングリストに投稿してしまうミ

紳士・淑女のたしなみ

囲碁倶楽部の紹介

高度成長期に、紳士・淑女のたしなみとして、囲碁・ゴルフ・小唄がもてはやされ、それらを総称して、「三ゴ」と呼ばれていたのをご存知でしょうか。そんな歴史があるためか、経営者の方々にも囲碁は人気ようです。最近、藤井聡太四段の活躍で、将棋ブームが来ているため、その影に隠れ気味の囲碁ですが、大変深く面白いためです。

当会囲碁倶楽部は、囲碁好きの有志で運営して

まだ初心者のため、大会が近くなれば、大会に向けた練習になるように、シチュエーションを設定しながら指導していただいています。日頃の練習の成果を試す機会

大関 亮子
新倉 武
田丸 明子
大崎 徹
古西 達夫
吉田 正穂
濱崎 亮

神奈川弁護士会 小田原法律相談センター

電話/0465-24-0017 予約受付時間/月～金 9:30～17:00

◆総合相談(45分以内・5,000円)	月・水 9:50～12:50
	火・木 13:30～16:30
	金 9:50～12:50
	13:30～16:30
◆相続相談(45分以内・5,000円)	第1・3火 9:50～12:50
◆債務整理相談(30分以内・無料)	月 13:30～15:30
	木 9:50～11:50
◆離婚相談(45分以内・5,000円)	第2・4・5火 9:50～12:50
◆交通事故相談(30分以内・無料)	水 13:30～16:00

インターネット予約は
ひまわり相談ネットから

編集後記

ひと晩で、四季の星空を楽しもう。

日が落ちて暫くの間、西の空には夏の名残りの大三角が見えている。南の空に輝くのは、秋のひとつ星フォーマルハット。

夜半前には冬のダイヤモンドが盛大に瞬き始め、未明の刻ともなれば、春の獅子が東の空を駆けのぼる。

冬の夜は長い。至福の季節の到来である。

デスク
記者

大関 亮子
新倉 武
田丸 明子
大崎 徹
古西 達夫
吉田 正穂
濱崎 亮